

特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク メールングリスト管理運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク（以下「@PRO」という）の電子メールを利用したメールングリストの運用について定める。

(目的)

第2条 当メールングリストは、NPO に関わる税理士、会計士などの専門家がネットワークを作り、専門性を向上し、相互に交流することを支援することを目的とする。

(利用資格)

第3条 当メールングリストを利用できる者（以下「利用者」とする）は、以下の者とする。

- 一 @PRO の正会員
- 二 @PRO の顧問
- 三 @PRO の理事会が承認した有識者

(利用内容)

第4条 @PRO 会員は、当メールングリストで、自身の問題点解決のための投稿や、会員に有益と思われる情報の提供をすることができる。また、利用者が投稿した質問の中で、自身が回答できる内容について、積極的に返信することを期待される。

2. @PRO 会員のうち、自身の問題解決のために、匿名でメールングリストへの投稿を希望する者は、事務局にメールを送り、事務局が投稿者の氏名を伏してメールングリストに投稿することができる。

3. 顧問及び有識者は、利用者が投稿した質問の中で、自身が回答できる内容について、積極的に返信することを期待される。

(投稿マナー)

第5条 当メールングリストの目的は、各会員の自由な意見を表明することであり、自己の主張や解釈を一方向的に押し付ける投稿は慎むものとする。

(利用申込と承認)

第6条 @PRO の正会員としての申し込みをし、会員となることが認められた者は、速やかに@PRO の事務局（以下「事務局」とする）がこのメールングリストに登録をする。

2. 理事会により当メールングリストに参加することを承認された者は、速やかに事務局が当メールングリストに登録をする。

3. 利用者として登録をされた者は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに事務局に届出なければならない。

(サービスの停止)

第7条 事務局は、運用上又は技術上の理由により、当メーリングリストの停止を必要と判断した場合においては、当メーリングリストを停止することができる。

(禁止事項)

第8条 当メーリングリストの利用にあたっては、次の行為を禁止する。

- 一 公序良俗に反する行為
- 二 第三者又は@PROの権利を侵害する行為
- 三 第三者又は@PROを誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を棄損する行為
- 四 その他第5条に違反するなど@RPOの理事会が不適切と判断する行為

(退会及び登録の抹消)

第9条 正会員は、@PROへの退会を事務局に申請した場合には、事務局は、速やかに当メーリングリストの登録を削除する。

2. 顧問及び有識者は、当メーリングリストからの削除を事務局に申請した場合には、事務局は、速やかに当メーリングリストの登録を削除する。

3. メーリングリスト利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、事務局は会員に通知することなく、当該登録者の登録を抹消することができる。

- 一 会員登録の際の登録内容及び会員となった後の登録内容の変更において、その内容に虚偽又は不正があった場合
- 二 重複して会員登録があった場合
- 三 事務局に申請された電子メールアドレスに宛てて電子メールを発信したにもかかわらず、当該電子メールが到達しない場合
- 四 前条で禁止する行為を行った場合
- 五 本規約に違反した場合

4. 前項の規定により会員登録を抹消したことによって生じた一切の不利益について、@PROは一切の責任を負わない。

(個人情報の取扱)

第10条 @PROは、電子メールアドレス等@PROに登録した個人情報を適切に管理し、会員の事前の承諾を得ずに第三者に不正に開示又は提供しない。

(免責事項)

第11条 @PROは、故意又は重大な過失がある場合を除き、利用者が本サービスを利用し、又は利用しなかったことにより発生したあらゆる損害について、一切の責任を負わない。

(規程の変更)

第12条 @PROは、この規程を変更する場合には、理事会の承認を経ることとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年11月5日から実施する。